TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果 (米国以外8カ国)

平成24年3月1日

内閣官房, 外務省, 財務省, 農水省, 経産省

関係省庁担当者を派遣して、ベトナム(1月17日)、ブルネイ(同19日)、ペルー(同24日)、チリ(同25日)、シンガポール(2月9日)、マレーシア(同10日)、オーストラリア(同21日)及びニュージーランド(同23日)とそれぞれTPP交渉参加に向けた協議を行ったところ、その結果は以下のとおり。なお、本資料は、各国の発言振りを記載したものであり、国によって一部発言内容に違いがある。

(注)なお、TPPの各分野の交渉の現状についての情報は別途公表する予定。

1. 日本の交渉参加に関する各国の立場

(1)基本的な立場

- 〇以下の発言があった。
- ・日本の交渉参加を支持することを決定した。
- ・日本の交渉参加を強く支持する。
- ・新規交渉参加を認めるための手続として、関係大臣を含む委員会の決 定等が必要だが、特段の問題はない。
- ・日本のTPP交渉参加への関心を歓迎し支持する。

- ・日本のTPP交渉参加への関心を歓迎する。日本が包括的で高い水準の協定,特に包括的関税撤廃という目標に応えられるのかが関心事項であり,確信を得たい。日本の交渉参加に関しては引き続き検討したい。
- ・日本の交渉参加への関心を歓迎する。日本がTPPについての結論に 至ることを期待している。日本は交渉参加の基準に適合することをまだ 示し得ていない。

(2)日本の交渉参加の条件

〇日本に交渉参加の条件として求めるものについては、いずれの国も、 そうしたものはないと述べた。

2. 新規交渉参加について

(1)参加に向けたプロセス

○交渉参加に向けたプロセスとしては、複数の国が、①全交渉参加国との個別協議、②全交渉参加国による交渉参加の承認、というプロセスを経る必要があると述べた。

(2) 新規交渉参加国に求める共通の条件

〇「包括的で質の高い協定への約束(コミットメント)」について,以下の通り,参加の条件かどうか等について各国で内容が異なる発言があった。

- ・包括的で質の高い自由化へのコミットメントを交渉参加の条件として9カ 国で同意しているわけではない。
- ・事前に除外を求めることなく、全てを交渉のテーブルにのせ、包括的自由化にコミットすることが参加の条件である。
- ・包括的で高いレベルの自由化へのコミットメントは交渉参加の前提条件ではないが、交渉参加国間で共有されている野心を共有することが求められる。
- ・包括的かつ高いレベルの自由化へのコミットメントについては具体的な 判断基準はない。
- ・包括的かつ高いレベルの自由化の水準にコミットすることは、参加のための基準である。
- ・TPP交渉の広い範囲や、TPP交渉の高い水準を受容するとの基準を 満たせるかに関心がある。
- 〇「合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと」について、以下の発言があった。
- ・交渉参加の条件として9カ国で合意したものではない。
- ・そうした事態(議論を蒸し返すこと)は避けたいが、重大な判断を要する 事項はこれまで合意されていない。
- ・交渉参加国がこれまで積み上げてきた交渉の成果から新規参加国もス タートする必要があるという意味である。

- 〇「交渉の進展を遅らせないこと」については、以下のとおり、各国で内 容が異なる発言があった。
- ・交渉参加の条件として9カ国で合意したものではない。
- ・交渉の進展に貢献し、遅らせないことは参加のための基準である。
- 〇上記に関し、以下の発言があった。
- ・日本を含む交渉参加候補国は「TPPが目指している高い野心へのコミットメント」及び「交渉の勢いに貢献し、交渉を遅らせないこと」との基準に適合することを明確な証拠をもって示す必要がある。

3. 関税撤廃の扱い

- ○交渉対象については、全てを自由化交渉の対象としてテーブルにのせなければいけないことは、各国とも認識を共有していた。
- 〇「関税撤廃の原則」について,以下の発言があった。
- ・長期の関税撤廃などを通じて、いつかは関税をゼロにするというのが基本的な考え方である。
- ・全品目の関税撤廃が原則,他方,全品目をテーブルにのせることは全 品目の関税撤廃と同義ではない。
- ・90から95%を即時撤廃し、残る関税についても7年以内に段階的に撤廃すべしとの考えを支持している国が多数ある。即時撤廃率をより低くすべきとの提案もある。

- ・包括的自由化がTPPの原則であり、全品目の関税撤廃を目指して交渉 を行っている。
- 「包括的自由化」の解釈は国によって異なる。
- 〇「センシティブ品目の扱いや除外」について、以下のとおり、各国で内 容が異なる発言があった。
- ・センシティブ品目の扱いは合意しておらず、最終的には交渉次第である。
- ・全交渉参加国がセンシティブ品目を有しているが、最終的には交渉分 野全体のパッケージのバランスの中で決まる。
- ・除外を認めるべきではないとの合意の下,交渉を進めているが,交渉 の最終結果として除外があるか否かは予断できない。
- 関税撤廃について特定品目を除外してもいいという合意はない。
- ・国内産業保護を目的とした除外を得ることは困難。
- ・現時点で除外を求めている国はない。
- ・例外なき関税撤廃を実現し、種々のセンシティビティへの対応として7年から10年の段階的撤廃により対応することが、基本的な原則としてすべての交渉参加国で合意されているが、本当にセンシティブな品目の扱いについては今後の交渉を見極める必要がある。
- ・センシティブ品目への配慮は段階的関税撤廃で対応すべき。
- ・関税割当は、過去に議論されたことはあったが、もはや議論されておらず、現在の議論の対象は関税撤廃をどれだけの時間をかけて行うかで

ある。

- 除外については議論していない。
- ・除外はTPPの目標と一致しない。

4. 妥結の見通し,今後のスケジュール

(1)妥結の見通し

- 〇以下の発言があった。
- ・現実に可能かどうかは誰にも分からないが、交渉の進んでいるいくつかの分野については、6月か7月に実質合意すべく交渉を加速化している。
- ・全体として30%程度しかできあがっていない状況であり、7月の合意は極めて難しい、(実質合意に近いとされる)分野であっても、約20条のうち1条しか合意していない。
- ・本年中に(市場アクセスを除く)ルールの大部分は合意可能であるが、 センシティブな部分はもう少し時間がかかる。
- ・非常に難しい交渉であり、実際の妥結時期は誰にも分からない。
- ・本年6月初旬のAPEC貿易大臣会合までに条文案について実質合意することを目標にしている。
- ・2012年中に交渉を終えるべく協議を進めており、7月頃が重要なポイントとなる。
- ・ホノルルでの APEC の機会に貿易大臣が合意したとおり、年内の実質 合意を目指している。

(2) 今後のスケジュール

○3月1日~9日の豪州メルボルンでの会合を含め、本年5回の交渉会合が予定されている、また、必要に応じて、分野を限定した中間会合を開催する予定であるとしていた。

5. オブザーバー参加, 交渉条文案の提供

○交渉参加に向けた協議を行っている国のオブザーバー参加は認めないこと, 交渉条文案は交渉参加国以外には共有しないことについては, 各国とも認識を共有していた。

(以上)